

尾張旭市監査公表第8号

令和元年12月26日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、令和2年3月23日付け1議第234号で市議会議長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

議会事務局議事課

監査の指摘事項	措置状況
議場設備等機器保守業務委託に係る支出事務について、支出負担行為が行われていない。当該業務委託は、尾張旭市会計規則第35条により支出負担行為の決議が必要である。	議場設備等機器保守業務委託に係る支出事務について、支出負担行為が行われておりませんでした。今後はこのようなことがないように、適切な契約事務を行います。